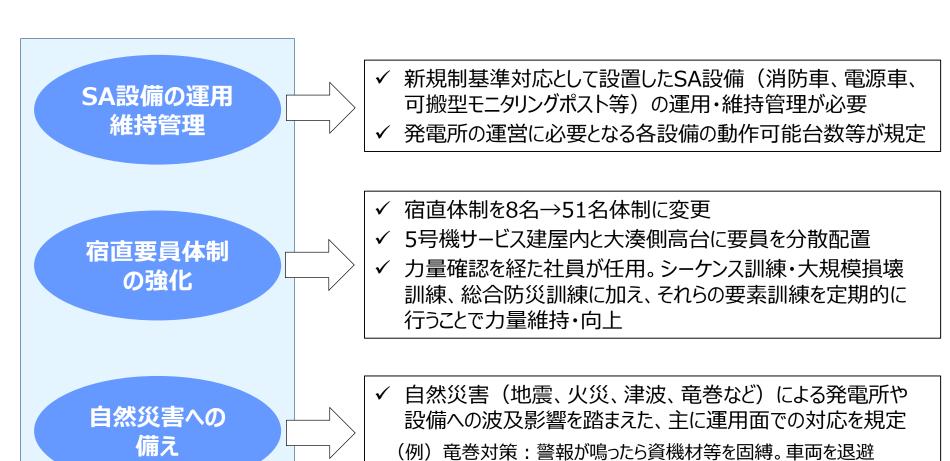
1. 使用前確認に伴う保安規定の適用について

- ▶ 使用前確認(試験使用承認)と同時に新規制基準に基づく保安規定が適用
- ▶ これは、安全最優先な発電所運営に資するものであり、SA設備(重大事故等対処設備)の 運用・維持管理や宿直要員体制の強化、自然災害への備えなどが規定



火災・津波対策:可燃物、漂流物となりうる資機材の指定場所

以外への設置を禁止

2. SA設備の運用・維持管理について

- ➤ SA設備の運用・維持管理にあたっては、既存の設備と同様に巡視点検や定例試験が求められ、定期的に不具合等がないかを確認
- ▶ 既存の設備が問題なく使用できるとしても、SA設備に不具合が発生し、保安規定で求められる事項を満たさないと判断した場合は、「運転上の制限からの逸脱(=LCO逸脱)」を宣言し、復旧作業とともに、通報公表基準に則った対応を実施

<LCOにおける要求例>

これまで(既存設備)

〈圧力抑制プール、復水貯蔵槽〉

原子炉への給水、圧力を下げるために 水源として必要水量を確保



今後(既存設備+SA設備)

<大容量送水車(海水取水用)> 1台の稼働で、必要な水量を確保可能



要求数	配備数
2台 ※要分散配置	3台

<常設型モニタリングポスト>

LCOとして要求は無いが、周辺環境への 放射性物質の影響を確認するため、 9台の設置が保安規定で要求



〈可搬型モニタリングポスト〉 常設型(9台)が故障した際に代替として使用



要求数	配備数
15台	16台

参考:運転上の制限 (LCO) とは

- ▶ 保安規定では、多重の安全機能を確保するため、動作可能な機器の必要台数、温度や 圧力の制限等を定めており、規定の時間内に復旧すれば通常状態に戻る
- ▶ 復旧できないと運転停止に至る場合もあるが、モニタリングポストや使用済燃料プールの監視 設備等は、原子炉の運転に直接的に影響を与えるものではないため、運転停止とならない

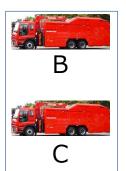
<LCO逸脱の例>

①大容量送水車(海水取水用)は、 1台以上かつ分散配置が要求事項。 予備を含め計3台(A,B,C)を配備

<荒浜側高台>



<大湊側高台>

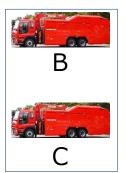


②Aが故障した場合、分散配置が 出来ていないため、LCO逸脱

LCO逸脱

<荒浜側高台> <大湊側高台>

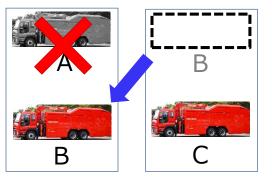




③Bを移動させることで、LCO逸脱 を解消

移動させることでLCO逸脱を解消

<荒浜側高台> <大湊側高台>



3. LCO逸脱の未然防止、早期検知対策

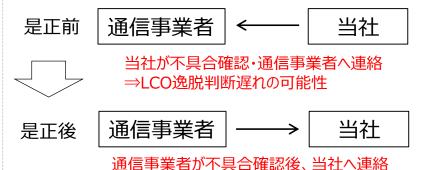
▶ 新規制基準に基づく保安規定は、昨年度から試運用を行い、「LCO逸脱を未然に防ぐ対策」 「LCO逸脱を早期に検知する対策」をCAP活動を通じて検討・実施

<未然に防ぐ対策例>

- ✓可搬型気象観測装置の定例試験(1回/3か月)を実施したところ、5号機の緊急時対策所で 計測データが表示されないことを確認(保安規定適用後はLCO逸脱に該当)
- ✓調査の結果、通信事業者推奨の角度で設置された固定アンテナの電波受信レベルが低いことに よるものと判明
- ✓ アンテナの角度を是正し、電波受信レベルを向上

<早期に検知する対策例>

- ✓衛星電話設備(常設)の動作不能を確認したため、 通信事業者に連絡(保安規定適用後はLCO逸脱に 該当)
- ✓その結果、通信事業者の衛星回線不具合を確認
- ✓通信事業者の回線不具合時には、通信事業者から 連絡が入るよう体制を構築。また、使用する衛星 (衛星通信会社)の多様化も検討中



⇒LCO逸脱を早期に検知